

綾瀬市与蔵山下地区地区計画推進連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、与蔵山下地区地区計画推進連絡協議会に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 この要綱における補助対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 与蔵山下地区地区計画推進連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営に要する費用
- (2) 協議会の行う調査又は研究に要する費用
- (3) 道路用地の公平負担に伴う民地境界の移動等に要する費用
- (4) その他市長が必要と認めた費用

2 補助金の額は、予算の範囲内において定める。

(決定通知書の交付)

第3条 市長は、規則第5条の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、与蔵山下地区地区計画推進連絡協議会補助金決定通知書(別記様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第4条 規則第8条第1項の規定による申請の取り下げのできる期日は、決定通知を受けた日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項の規定による実績報告の提出期日は、当該補助事業完了の日から起算して30日以内とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

与蔵山下地区地区計画推進連絡協議会補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度与蔵山下地区地区計画推進
連絡協議会補助金交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第
5条の規定により次のとおり決定した。

1 補助金額 円

2 補助条件